

# トライアル製品の募集について

■ トライアル発注対象製品等選定会議の開催日  
令和8年7月頃

■ 申込期限（令和8年度第1回実施分）  
**令和8年5月21日(木)**  
※申請者が多数の場合、2日間で開催

御社では、開発した新製品の販路開拓で壁にぶつかっていませんか？  
鳥取県では、県内事業者の皆様が見つけた優れた新製品を試行的に購入、利用し、評価を行うことにより販路開拓を支援する「トライアル発注推進事業」を実施しています。

## ★ トライアル発注のメリット

御社の販路開拓を以下の方法で後押しします。

- 新製品を登録簿へ掲載し、ホームページなど県のメディア等を通じて広くPRします。
- 「販売実績は？」との問いに答えられる「県からの受注実績」を作ります。
- 製品の改良に役立てていただくため、使用後の評価をフィードバックします。

## ★ 対象となる事業者・製品等

### ■ 応募できる方

- ・県内に事業所を有する事業者
  - ・県内に事業所を設置することを前提に県又は県内自治体との間において進出協定等を締結した事業者
- ※申請対象者になるかご不明な場合は担当者までお問い合わせください。

### ■ 対象となる製品等（以下の(1)及び(2)をいずれも満たすこと）

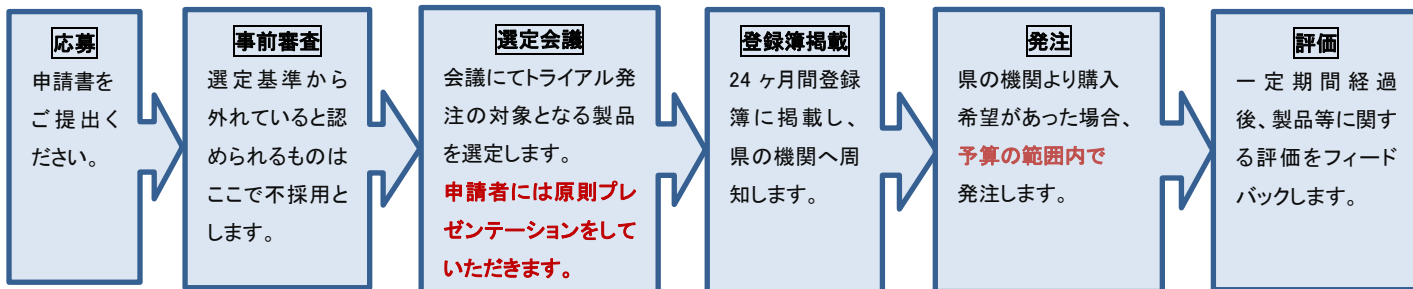
- (1) 物品、ソフトウェア、システム、技術のいずれかに該当するもの  
※ただし、個人によって効果・嗜好の違いが大きく、組織による評価に馴染まない製品、公共事業での使用が想定されるもの並びに過去に本制度に認定された製品等の類似品は対象外  
※発注額は100万円以内(消費税、設置費等含む)とする
- (2) 県内事業者が県内で自ら製造または開発するもの

## ★ トライアル発注対象製品の選定基準（全てを満たすこと）

- (1) 新規性及び独創性があること。
- (2) 市場での流通が十分でないものの、今後の市場性が見込まれること。
- (3) 技術の高度化、経営能率の向上、住民生活の利便の増進のいずれかに寄与すること。
- (4) 製品等に適用される法令等を遵守していること。
- (5) 県が組織として使用することが見込まれるもの。

## ★ トライアル発注の流れ

※事業の工程は原則公開します。あらかじめご了承の上、ご応募ください。



## ★ 応募方法

所定の申請書に関係書類を添えて、下記窓口までご提出ください。（郵送または持参）  
なお、申請書のダウンロードやこの事業に関する詳しい内容は、以下のウェブサイトでご確認ください。  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/trial/>（鳥取県商工労働部のウェブサイト）

## ★ 申請・問い合わせ先

鳥取県商工労働部産業未来創造課（担当：野口）  
電話：0857-26-7564 ファクシミリ：0857-26-8117  
電子メール：[sangyoumirai@pref.tottori.lg.jp](mailto:sangyoumirai@pref.tottori.lg.jp)  
住所：〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220（本庁舎7階）